

講習会案内 2018/12/10

講習会の名称	危険物等取扱責任者資格更新講習	酸素欠乏危険作業登録講習 (酸素欠乏の予防に関する講習)	衛生管理者登録講習	船舶衛生管理者講習(B)	船舶衛生管理者講習(C)	船舶料理士登録試験
受講対象者	危険物等取扱責任者の資格認定(船員手帳に証印)を受けた者で、有効期間(5年)満了日までに、3ヶ月以上の乗船履歴がない者	経験又は技能を要する危険作業に従事する者 船内作業監督者、作業従事者	船舶衛生管理者の資格認定希望者 満20歳以上	船舶衛生管理者の資格認定希望者のうち、東京海洋大学海事工学部、神戸大学海事科学部卒業系高等学校本科等卒業生で在学中に45時間の船舶および商船系高等専門学校卒業生等で在学中に57時間の船舶衛生関係科目を履修した者	船舶衛生管理者の資格認定希望者のうち、水産系高等学校本科等卒業生で在学中に45時間の船舶衛生関係科目を履修した者	・試験日において、満20歳以上 ・船舶に乗り組んで、1年以上専ら調理に従事した経歴を有する者。 船内における食料の支給を行う者に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)の一部改正(施行平成23年4月1日)に伴い資格要件であった2人以上の船長からの能力証明は不要となり、併せて交付申請時において、同証明書の添付も不要となりました。
主な科目	石油・液体化学薬品・液化ガスタンクについて 油および油製品性状石油および石油製品の性状 火災と消火 海洋汚染防止 法規・国際条約	酸素欠乏症及び救急そ生 酸素欠乏原因の発生原因及び防止措置 保護具 酸素濃度の測定 救急そ生の方法 船員法及び船員労働安全衛生規則等関係法令	労働生理 7時間 船内衛生 10時間 食品衛生 7時間 疾病予防 14時間 保健指導 30時間 薬物 8時間 労働衛生法規 4時間 実技 20時間	薬物 8時間 保健指導 5時間 実技 30時間	薬物 8時間 労働衛生法規 4時間 保健指導 13時間 実技 30時間	・筆記試験(午前9時30分～12時30分)7科目 主として択一式(一部に線で結ぶ連結式及び記述式の問題を含む) 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論 ・実技試験(午後1時30分～4時00分)3科目 日本料理(含む基礎課題)、西洋料理、中華料理 各科目30分以内で2人前の料理を調理し提出し、技術、スピード、出来映え、衛生、態度等で採点される。
備考	[危険物等取扱責任者資格更新講習] (船員法施行規則 77-7 ②) 通信教育方式講習 受講(通信教育)の受付 随時 受講料 会員 11,000円 一般 14,300円 英文の修了証書発行手数料1020円 平成28年7月1日受講料を改定 平成 8年9月1日 「危険物等取扱責任者」の資格は5年毎の更新制となった。 更新手続をしないと、資格が失効する。 失効すると、講習会(座学と消防実習)の全過程を受け直す必要がある。 平成12年4月通信教育方式で発足した。 危険物等取扱責任者の認定の更新 受講者の自学自習後、郵送による修了試験を実施 これに合格の後、修了証書と船員手帳を提示して、地方運輸局長に「危険物等取扱責任者」の認定の更新を申請して、認定の更新を受け、その旨船員手帳に証印される。	国土交通省登録講習 (船員労働安全衛生規則 28 ①) 開催地 東京 期間 約2日 受講料 会員 32,000円(チケット代含む) 一般 41,300円 【登録危険作業(酸素欠乏危険作業)講習会】 昭和49年2月 発足	国土交通大臣登録講習 (船員法 82-2 ③) 期間 約4週間 開催地 東京、名古屋 年2回 受講料 会員 150,000円(教科書代含) 非会員 41,600円(チケット代含) 【登録危険作業(酸素欠乏危険作業)講習会】 昭和49年2月 発足	船舶に乗り組む医師および衛生管理者に関する省令第12条8の条件を満たすための講習 期間 約10日間 開催地 東京、横浜、神戸 同時開催 年1回 受講料 会員 70,000円(教科書代含) 一般 91,000円(教科書代含) 定員 東京 20名 横浜 20名 神戸 30名	船舶に乗り組む医師および衛生管理者に関する省令第12条8の条件を満たすための講習 期間 約12日間 開催地 横浜 年1回 受講料 会員 84,000円(教科書代含) 一般 109,200円(教科書代含) 定員 20名	国土交通大臣登録試験 (船員法80-1) 平成20年2月20日 船員災害防止協会が登録試験実施機関として登録された。 開催地 東京 年1回 但し、受験者数が5名以下の場合は、中止することがあります。 受験料 会員 42,000円 一般 54,600円 登録試験合格者には「船舶料理士登録試験合格証明書」を交付します。 「船舶料理士資格証明書」取得 合格者は下記書類を地方運輸局に提出し、「船舶料理士資格証明書」を取得する。 ・申請書(各地方運輸局窓口にある) ・船舶料理士登録試験合格証明書 ・船員手帳 ・乗船履歴表 ・戸籍謄本 または抄本、または本籍地の記載のある住民票の写し 【注意】これまで特例として認められていた「船舶に乗り組んで3年以上調理に関する業務に従事した経験を有する者(船員手帳の雇い入れ職名が司厨部員以外の者)」は、平成18年2月2日以降受験資格が無くなりました。